



佐賀県公報

平成20年
3月12日
(水曜日)
第13029号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規則

◎佐賀県公報発行規則の一部を改正する規則

(六・総務法制課)

告示

○青少年に有害な図書等の指定

(九七・こども課) 三

○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定

(九八・健康増進課) 四

○森林病虫害等防除法に基づく命令の内容となる事項

(九九・林業課) 四

○ "

(一〇〇・) 五

○ "

(一〇一・) 六

○ "

(一〇二・) 六

○ "

(一〇三・) 七

○都市計画事業変更の認可

(一〇四・まちづくり推進課) 八

○道路の区域の変更

(一〇五・道路課) 八

○道路の供用開始

(一〇六・) 八

○道路の区域の変更

(一〇七・) 八

○ "

(一〇八・) 九

○道路の供用開始

(一〇九・) 九

○道路の区域の変更

(一一〇・) 九

公告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

(県民協働課) 二〇

○開発行為に関する工事の完了

(まちづくり推進課) 二〇

○換地処分

(農地整備課) 二〇

正誤

○平成十九年六月一日付け佐賀県公報第二九二一号中訂正

(道路課) 二

公布された規則のあらまし

○佐賀県公報発行規則の一部を改正する規則 (規則第六号)

- 1 公報の発行日は、毎週火曜日及び金曜日とすることとし、これらの日が休日になるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に発行することとした。(第二条関係)
- 2 公報は、1にかかわらず、一月二九日から翌年の一月三日までは発行しないこととした。
- 3 公報に登載する事項のうち公告については、総務法制課長が必要と認めるものに限ることとした。(第三条関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
- 6 佐賀県県民栄誉表彰規則ほか一三規則において、表彰を受けたものの氏名又は名称及び実績は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表すること等とした。

規則

佐賀県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十二日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第六号

佐賀県公報発行規則の一部を改正する規則

佐賀県公報発行規則(昭和五十五年佐賀県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「月曜日、水曜日」を「火曜日」に、「その日後」を「その日前」に改め、同条第二項中「一月五日」を「一月三日」に改める。

第三条第五号を次のように改める。

五 公告(総務法制課長が必要と認めるものに限る。)

第五条第一項中「原議書を添えて」を削り、同条第二項を削る。

第七条を次のように改める。

(登載の手続)

第七条 総務法制課長は、公報の原稿の送付を受けたときは、必要な番号、年月日等を記入して公報発行の手続をするとともに、当該番号、年月日等を主務課に告知しなければならない。

2 前項の規定による告知を受けたときは、主務課において、告知された番号、年月日等を原議書に記載するものとする。

第十条を削り、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(無償配布)

第十二条 公報は、県議会議員、県議会事務局その他総務法制課長が必要と認めるものに無償でこれを配布することができる。

第十三条を削り、第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(佐賀県県民栄誉表彰規則の一部改正)

2 佐賀県県民栄誉表彰表彰規則(平成四年佐賀県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「佐賀県公報に登載して」を「インターネットを利用して閲覧に供する方法により」に改める。

(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

3 特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年佐賀県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「佐賀県公報に登載して」を「インターネットを利用して閲覧に供する方法により」改める。

(計量法施行細則の一部改正)

4 計量法施行細則(平成十二年佐賀県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「佐賀県公報」を「インターネットを利用して閲覧に供する方法」に改める。

(佐賀県立自然公園条例施行規則の一部改正)

5 佐賀県立自然公園条例施行規則(昭和四十九年佐賀県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の三中「公報」を「インターネットを利用して閲覧に供する方法」に改める。

(佐賀県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

6 佐賀県環境影響評価条例施行規則(平成十一年佐賀県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号を次のように改める。

二 インターネットを利用して閲覧に供すること。

(佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

7 佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則(平成十年佐賀県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「佐賀県公報への登載」を「インターネットを利用して閲覧に供する方法」に改める。

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

8 身体障害者福祉法施行細則(平成五年佐賀県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「告示」を「インターネットを利用して閲覧に供する方法により公示」に改める。

9 (佐賀県調理師法施行細則の一部改正)
 佐賀県調理師法施行細則(昭和三十四年佐賀県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「県公報により公告する」を「インターネットを利用して閲覧に供する方法により公示する」に改める。

(佐賀県家畜改良増殖法施行細則の一部改正)

10 佐賀県家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年佐賀県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「佐賀県公報でそのつど告示する」を「インターネットを利用して閲覧に供する方法により行う」に改める。

(佐賀県都市計画公聴会規則の一部改正)

11 佐賀県都市計画公聴会規則(昭和四十五年佐賀県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「行なう公告は、佐賀県公報に登載する」を「行う公告は、インターネットを利用して閲覧に供する方法の」に改め、「掲示する」の下に「方法により行う」を加える。

(建築士法施行細則の一部改正)

12 建築士法施行細則(昭和二十五年佐賀県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「県公報で公告する」を「インターネットを利用して閲覧に供する方法により公示する」に改める。

(知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部改正)

13 知事が管理する公文書の開示等に関する規則(昭和六十二年佐賀県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「佐賀県公報に登載すること」を「インターネットを利用して閲覧に供する方法」に改める。

(知事が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部改正)

14 知事が取り扱う個人情報保護に関する規則(平成十四年佐賀県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「佐賀県公報に登載すること」を「インターネットを利用して閲覧に供する方法」に改める。

(佐賀県証紙条例施行規則の一部改正)

15 佐賀県証紙条例施行規則(昭和三十九年佐賀県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「告示」を「インターネットを利用して閲覧に供する方法により公示」に改める。

○ 告 示

●佐賀県告示第九十七号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成二十年三月十二日

佐賀県知事 古 川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	19-253	ガチンコ No.56 4月号	若生出版(株)	12811-04	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	19-254	That's DAN 2008 Vol.103 4月号	メディア・クライス(株)	04117-04	
"	19-255	話王 第105号 4月号	(株)ぶんか社	19819-4	
"	19-256	特撰三十路妻 4月号	(株)笠倉出版社	16781-04	
"	19-257	別冊 本当にあったHな話 4月号	(株)ぶんか社	18135-4	
"	19-258	[月刊] メルフレ ボンバー NO-083 4月号	KKベストセラーズ	08513-04	
"	19-259	Lady's Comic Special AYA 4月号	宙出版	09671-04	
"	19-260	コミック まあるまん 4月号	(株)ぶんか社	13701-4	
"	19-261	漫画 ばんがいち 4月号	(株)コアマガジン	18295-04	
"	19-262	COMIC 華漫 4月号	(株)ワニマガジン社	03777-4	
"	19-263	本当にあったみだらな話 4月号	(株)一水社	18117-4	
"	19-264	罪と罰 2	(株)双葉社	50172-40	
"	19-265	黒鷲死体宅配便 7	(株)角川書店	713961-9	
"	19-266	職業・殺し屋。 CASE.10	(株)白泉社	44323-26	
"	19-267	実録ヤバい職業 漫画ナックルズGOLD特別編集	ミリオン出版(株)	51114-47	
"	19-268	実話犯罪 秘 大事典 知られざる凶悪犯の正体	(株)コアマガジン	53451-07	
"	19-269	写真集・デス・シーン-死体のある光景-	第三書館	-	

●佐賀県告示第九十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関(薬局)を次のとおり指定した。

平成二十年三月十二日

佐賀県知事 古川 康

一 担当する医療の種類 精神通院

二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
げんき堂薬局 昭和店	武雄市武雄町大字昭和六番地五	平成二〇・三・一

●佐賀県告示第九十九号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第二項の規定により特別伐倒駆除を命ずるので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第二項の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成二十年三月十二日

佐賀県知事 古川 康

一 区域及び期間

(一) 区域

唐津市、東松浦郡玄海町の区域内に存する松林のうち次の区域とする。

(「次の区域」は省略し、その関係書類を佐賀県生産振興部林業課、唐津市役所及び玄海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破碎を行うこと。

四 命令をしようとする理由

五 その他必要な事項

- (一) 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、唐津農林事務所長を経由して知事にその旨を届け出なければならぬ。ただし、(三)により申請書を提出する場合は、この限りではない。
- (三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、唐津農林事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (四) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

●佐賀県告示第百号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第一号の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成二十年三月十二日

佐賀県知事 古川 康

一 区域及び期間

(一) 区域

唐津市に存する松林のうち次の区域とする。

(「次の区域」は省略し、その関係書類を佐賀県生産振興部林業課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、一の(一)に掲げる地域を管轄する農林事務所長を経由して知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により申請書を提出する場合は、この限りではない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、一の(一)に掲げる区域を管轄する農林事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補

償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

- (四) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行方見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

●佐賀県告示第百一号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成二十年三月十二日

佐賀県知事 古川 康

一 区域及び期間

(一) 区域

唐津市の区域内に存する松林の区域のうち次の区域とする。

(「次の区域」は省略し、その関係書類を佐賀県生産振興部林業課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

平成二十年五月十三日から平成二十年七月十五日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受ける恐れのある松林を所有し、又は管理する者は、当該松林において地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため

五 その他必要な事項

- (一) 三に掲げる措置を行う場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、唐津農林事務所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、次の(三)により申請書を提出する場合は、この限りではない。
- (三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、唐津農林事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行方見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

●佐賀県告示第百二号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成二十年三月十二日

佐賀県知事 古川 康

一 区域及び期間

(一) 区域

唐津市に存する松林の区域のうち次の区域とする。

〔次の区域〕は省略し、その関係書類を佐賀県生産振興部林業課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

平成二十年五月十三日から平成二十年七月十五日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受ける恐れのある松林を所有し、又は管理する者は、当該松林において航空機を利用した薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置を行う場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、唐津農林事務所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならぬ。ただし、(三)により申請書を提出する場合は、この限りではない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、唐津農林事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、一(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

●佐賀県告示第百三十三号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成二十年三月十二日

佐賀県知事 古川 康

一 区域及び期間

(一) 区域

県内一円

(二) 期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一(一)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材を含む。)をいう。)は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため

◎佐賀県告示第百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の変更を認可した。

平成二十年三月十二日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

唐津市

二 都市計画事業の種類及び名称

唐津都市計画道路事業 三・四・十号 東城内町田線

三 事業施行期間

平成十年三月十一日から

平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

◎佐賀県告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月十二日から平成二十年四月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の区域

道路の種類及び路線名	区間		変更前後の別	幅員		延長
	前	後		メートル	メートル	
県道 南佐賀停車場線	佐賀市南佐賀二丁目一七八番五地先から 佐賀市南佐賀二丁目一八〇番一 九地先まで	佐賀市南佐賀二丁目一七八番五地先から 佐賀市南佐賀二丁目一八〇番一 九地先まで	後	七・七 五・九	九一・七	
	佐賀市南佐賀二丁目一七八番五地先から 佐賀市南佐賀二丁目一八〇番一 九地先まで	佐賀市南佐賀二丁目一七八番五地先から 佐賀市南佐賀二丁目一八〇番一 九地先まで	前	八・四 五・九	九一・五	

◎佐賀県告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月十二日から平成二十年四月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 南佐賀停車場線	佐賀市南佐賀二丁目一七八番五地先から 佐賀市南佐賀二丁目一八〇番一九地先まで	平成二〇・三・一二

◎佐賀県告示第百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月十二日から平成二十年四月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供す

る。

平成二十年三月十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		変更前の 後の別	区域	
	前	後		幅員 メートル	延長 メートル
県道 川上牛津線	小城市三日月町大字長神田字初 田一八四八番二地先から 小城市三日月町大字樋口字江利 九二二番一地先まで	小城市三日月町大字長神田字初 田一八四八番二地先から 小城市三日月町大字樋口字江利 九二二番一地先まで	後	四〇・〇 一〇・二	三四五・五
	小城市三日月町大字長神田字初 田一八四八番二地先から 小城市三日月町大字樋口字江利 九二二番一地先まで	小城市三日月町大字長神田字初 田一八四八番二地先から 小城市三日月町大字樋口字江利 九二二番一地先まで	前	一七・九 五・八	三四五・〇

●佐賀県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月十二日から平成二十年四月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		変更前の 後の別	区域	
	前	後		幅員 メートル	延長 メートル
県道 三瀬神埼線	神崎市春振町広滝字中ノ原一三 八八番一三三先から 神崎市春振町広滝字川平二一〇 五番一五六地先まで	神崎市春振町広滝字中ノ原一三 八八番一三三先から 神崎市春振町広滝字川平二一〇 五番一五六地先まで	後	一一五・〇 九・七	七三五・七
	神崎市春振町広滝字中ノ原一三 八八番一三三先から 神崎市春振町広滝字川平二一〇 五番一五六地先まで	神崎市春振町広滝字中ノ原一三 八八番一三三先から 神崎市春振町広滝字川平二一〇 五番一五六地先まで	前	三七・〇 七・〇	七六〇・一

●佐賀県告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月十二日から平成二十年四月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 三瀬神埼線	神崎市春振町広滝字中ノ原一三八八番一三三先から 神崎市春振町広滝字川平二一〇五番一五六地先まで	平成二〇・三・一二

●佐賀県告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月十二日から平成二十年四月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路		の		延長 メートル
	区	間	後	前	
県道 多良岳公園線	藤津郡太良町大字多良字畑田一九三番六地先から	藤津郡太良町大字多良字嫁川一三六九番二地先まで	三〇・四	一六・八	三九六・八
	藤津郡太良町大字多良字油津一六六四番一地先から	藤津郡太良町大字多良字嫁川一三六九番二地先まで	一〇・二	四・五	
	藤津郡太良町大字多良字畑田一九三番六地先から	藤津郡太良町大字多良字嫁川一三六九番二地先まで	後	前	
			幅員 メートル	幅員 メートル	
			三〇・四	一六・八	
			一・六	四・五	
			一〇・二	四・五	
			四・五	三八八・一	

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成20年4月28日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成20年3月12日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成20年2月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人ふくしさとづくりの会

(2) 代表者の氏名 土井 眞信

(3) たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市白山二丁目6番36号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、小規模作業所の運営と里山の保全活動及び障害児・者等が集え憩え、さらに雇用の場としての宿泊施設である「でてこいランド佐賀」づくりを通しバリアフリー社会の構築と障害者雇用の創出を目指し、もって社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成20年3月12日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

鳥栖市宿町字原田934番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥栖市宿町1081番地

山津憲治

県営土地改良事業（ほ場整備）北茂安中部地区の換地計画に基づき、平成20年2月28日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、その旨を公告する。

平成20年3月12日

佐賀県知事 古川 康

○ 正 誤

平成十九年六月一日付け佐賀県公報第一二九二一号中訂正

10	頁
左から四行目	箇所
迎一本松	誤
五本柳	正

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年三月十二日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷